

令和7年度税制改正見直し事項（廃止・縮減）

（総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室）

項目名	5G 導入促進税制の廃止								
税目（条文番号）	<p>所得税 租税特別措置法第10条の5の5 租税特別措置法施行令第5条の6の5 租税特別措置法施行規則第5条の12の2</p> <p>法人税 租税特別措置法第42条の12の6 租税特別措置法施行令第27条の12の6 租税特別措置法施行規則第20条の10の2</p>								
見直しの内容	<p>「5G 促進法（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律）」による「特定高度情報通信技術活用システム導入計画」に基づき取得した5G 情報通信システムに係る一定の設備に対して税額控除又は特別償却とする特例措置について、廃止する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">平年度の増収見込額 (制度自体の減収額)</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">精査中 (▲0 百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(改正増減収額)</td> <td style="text-align: center;">( - 百万円)</td> </tr> </tbody> </table>				平年度の増収見込額 (制度自体の減収額)	精査中 (▲0 百万円)		(改正増減収額)	( - 百万円)
	平年度の増収見込額 (制度自体の減収額)	精査中 (▲0 百万円)							
	(改正増減収額)	( - 百万円)							
廃止又は縮減の理由	<p>本税制は、信頼性等のある5G 基地局の導入促進に一定の役割を果たしたため、適用期限をもって廃止とする。</p>								